

# 年金証書・年金決定通知書の見方

注：紙面中の「組合員」とは、長期給付事業の適用を受ける組合員をいい、短期給付事業および福祉事業のみ適用を受ける組合員（短期組合員）を除きます。

## 退職年金

地方公務員共済組合

### 年金証書

年金の種類 退職年金  
 年金証書記号番号 1234-5555555555  
 基礎年金番号 6789-111111 年金種別コード 119 129  
 受給権者の氏名 コウリツ ハナコ  
 公立 花子  
 受給権者の生年月日 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 受給権発生年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日  
 年金額 □□□□□□円  
 地方公務員等共済組合法により、上記の年金を決定したことを証します。  
 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

終身退職年金額+有期退職年金額を記載しています。  
 有期退職一時金を選択された方は、終身退職年金額のみ記載しています。

公立学校共済組合理事長 印

### 年金決定通知書

1年間に支給される終身退職年金額を記載しています。

1. 年金の種類 退職年金

2. 終身退職年金

年金の受給権が発生した年月の翌月を記載しています。

(1) 年金額及び年金支給額

支給開始年月	年金額	停止額
令和 〇〇年 〇〇月	□□□□□□円	□□□□□□円

年金支給額	停止理由
□□□□□□円	

受給権発生時の給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満のときは1/4)

(2) 年金額算定基礎

平成27年10月以後の組合員期間	終身退職年金算定基礎額	終身年金現価率
〇〇〇月	□□□□□□円	△△, △△△△△△

有期退職年金算定基礎額を有期退職年金額に換算するための率です。年金額は、有期退職年金算定基礎額 ÷ 有期年金現価率で求めます (100円未満四捨五入)。  
 終身退職年金算定基礎額を終身退職年金額に換算するための率です。年金額は、終身退職年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率で求めます (100円未満四捨五入)。

年金の受給権が発生した年月の翌月を記載しています。

3. 有期退職年金

(1) 年金額及び年金支給額

支給開始年月	年金額	停止額
令和 〇〇年 〇〇月	□□□□□□円	□□□□□□円

年金支給額	停止理由
□□□□□□円	

(2) 年金額算定基礎

平成27年10月以後の組合員期間	有期退職年金算定基礎額	有期年金現価率	支給終了年月
〇〇〇月	□□□□□□円	△△, △△△△△△	令和 〇〇年 〇〇月

受給権発生時の給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満のときは1/4)  
 請求時に選択した「240月」または「120月」の支給期間の終了予定年月を記載しています (有期退職一時金を除きます)。

1年間に支給される有期退職年金額を記載しています。

有期退職一時金を選択した方については、有期退職年金の欄は記載されません。別途「一時金決定通知書」により、決定額等をお知らせします。

年金証書の記載事項は退職年金と同様です。

## 公務障害年金

平成27年10月以後の組合員期間に初診日がある公務による傷病により、障害等級が1級から3級までの状態になったときに、支給する年金です。

- 全額終身年金として支給されます。
- 年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます。
- 障害の程度が変わった場合は、年金額が改定されることがあります。
- 組合員である間は、全額支給停止されます。
- 障害程度が障害等級に該当しなくなったときは、その間全額支給停止されます。
- 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

年金決定通知書

年金の受給権が発生した年月の翌月を記載しています。

1. 年金の種類 公務障害年金

①、②、③のいずれか高い金額を記載しています(100円未満四捨五入)。 1年間に支給される公務障害年金額を記載しています。

2. 公務障害年金の年金額及び年金支給額

支給開始年月	年金額	停止額	年金支給額	停止理由
令和 ○○年 ○○月	□□□□□□円	□□□□□□円	□□□□□□円	

給付算定基礎額に、障害等級に応じた一定の数値や組合員期間月数(平成27年10月以後の組合員期間が300月未満のときは、300月とします。)を用いて算定した額を記載しています。

3. 年金額算定基礎

平成27年10月以後の組合員期間	公務障害年金算定基礎額	終身年金現価率	調整率
○○月	□□□□□□円	△△.△△△△△△	△△.△△△△△△

公務障害年金算定基礎額を公務障害年金額に換算するための率です。

① 年金額は、公務障害年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率 × 調整率で求めます。

4. 障害の状況

障害等級	○級	○号	次回診断書提出年月	令和 ○○年 ○○月

公務障害年金の受給権発生日の年齢に応じた終身年金現価率を、受給権が消滅するまで適用します。

年金額算定内訳(公務給付)

最低保障額(A)	□□□□□□円	合算控除額(B)	□□□□□□円	(A) - (B) 端数処理後	□□□□□□円
従前保障額	□□□□□□円	従前保障額 端数処理後	□□□□□□円		

③ 平成27年9月以前の組合員期間を有する方で、平成27年10月以後に公務傷病に係る初診日がある場合に記載しています(端数処理後欄は、100円未満四捨五入した額)。

② 障害等級に応じた最低保障額(A)から、受給権者が受給権を有している給付のうち最も高い額(B)を控除した額を記載しています(100円未満四捨五入)。

## 公務遺族年金

平成27年10月以後の組合員期間に初診日がある公務による傷病により亡なられた場合に、その遺族の方に支給する年金です。

- 全額終身年金として支給されます。
- 年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます。
- 受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときの支給制限措置があります。

年金決定通知書

年金の受給権が発生した年月の翌月を記載しています。

1. 年金の種類 公務遺族年金

①、②、③のいずれか高い金額を記載しています(100円未満四捨五入)。 1年間に支給される公務遺族年金額を記載しています。

2. 公務遺族年金の年金額及び年金支給額

支給開始年月	年金額	停止額	年金支給額	停止理由
令和 ○○年 ○○月	□□□□□□円	□□□□□□円	□□□□□□円	

給付算定基礎額 × 2.25 (平成27年10月以後の組合員期間が300月未満のときは、「給付算定基礎額 × 2.25 × 1 ÷ 組合員期間月数 × 300月」とします。)

3. 年金額算定基礎

平成27年10月以後の組合員期間	公務遺族年金算定基礎額	終身年金現価率	調整率
○○月	□□□□□□円	△△.△△△△△△	△△.△△△△△△

公務遺族年金算定基礎額を公務遺族年金額に換算するための率です。

① 年金額は、公務遺族年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率 × 調整率で求めます。

組合員(組合員であった者)の死亡日の年齢に応じた終身年金現価率を、受給権が消滅するまで適用します。

年金額算定内訳(公務給付)

最低保障額(A)	□□□□□□円	合算控除額(B)	□□□□□□円	(A) - (B) 端数処理後	□□□□□□円
従前保障額	□□□□□□円	従前保障額 端数処理後	□□□□□□円		

③ 平成27年9月以前の組合員期間を有していた方で、平成27年10月以後に公務傷病に係る初診日がある場合に記載しています(端数処理後欄は、100円未満四捨五入した額)。

② 最低保障額(A)から、受給権者が受給権を有している給付のうち最も高い額(B)を控除した額を記載しています(100円未満四捨五入)。